

# 平成20年度 柏原市人事行政の運営等の状況

## ・職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（平成19年4月2日～平成20年4月1日）

採用者数	54人
退職者数	46人

(2) 職種別職員数（平成20年4月1日現在）

一般行政職	税務職	医師	薬剤師・ 医療技術者	看護・ 保健職	福祉職	企業職	技能労務職	教育職	合計
314人	36人	25人	20人	161人	64人	26人	26人	35人	707人

## ・職員の給与等の状況について

市職員の給与や職員数の状況についてお知らせします。職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業員の給与等を参考にして定めています。

給与の基本的な事項は、市議会の議決を経て「一般職の給与に関する条例」などで定められています。

また、職員数については、本市の厳しい財政状況を踏まえ、人件費抑制のための事業見直しによる職員削減を実施、民間委託でも行える事業等については、随時委託化の実施、各部門を最小限の職員数で事業対応の出来る適正な職員配置の取組み等を実施しており、今後も引き続き実施してまいります。

なお、ここでお知らせする給与は、すべて税や各種保険料などを引き去る前の額で、いわゆる手取り額ではありません。

### 1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成20年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 18年度の人件費率
19年度	74,318人	24,023,071千円	35,564千円	4,393,497千円	18.30%	19.30%

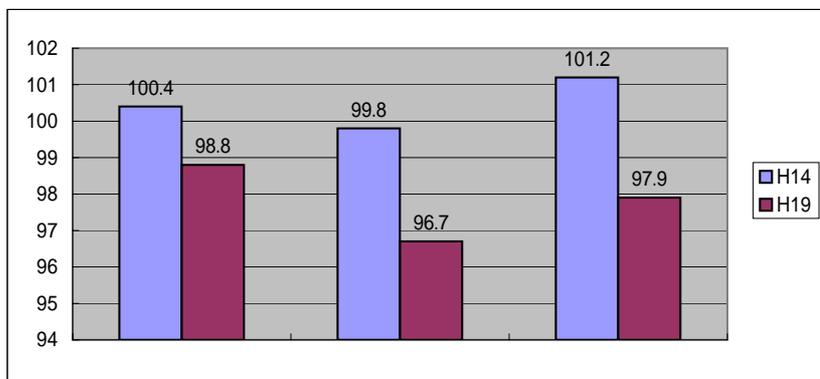
人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。  
また、普通会計の対象会計は、一般会計と駅前再開発事業会計です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与			1人当り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計(B)	
20年度	429人 (7)	1,786,968千円	493,221千円	795,407千円 3,075,596千円	7,054千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。  
2. 給与費は、当初予算に計上された額です。  
3. ( )内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

(3) ラスパイレス指数の状況



## 2. 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

### 1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
柏原市	44歳0月	347,828円	452,407円	432,267円
国	41歳1月	325,113円	-	387,506円

### 2) 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
柏原市	44歳9月	336,900円	435,341円	399,108円
うち清掃職員	45歳7月	342,150円	413,627円	390,062円
国	48歳9月	284,679円	320,623円	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分		柏原市	国
一般行政職	大学卒	178,800円	172,200円
	高校卒	149,800円	140,100円
技能労務職	高校卒	152,800円	-
	中学卒	142,300円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分		経験年数	経験年数	経験年数
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	284,307円	327,200円	363,833円
	高校卒	-	303,120円	-
技能労務職	高校卒	-	298,325円	-

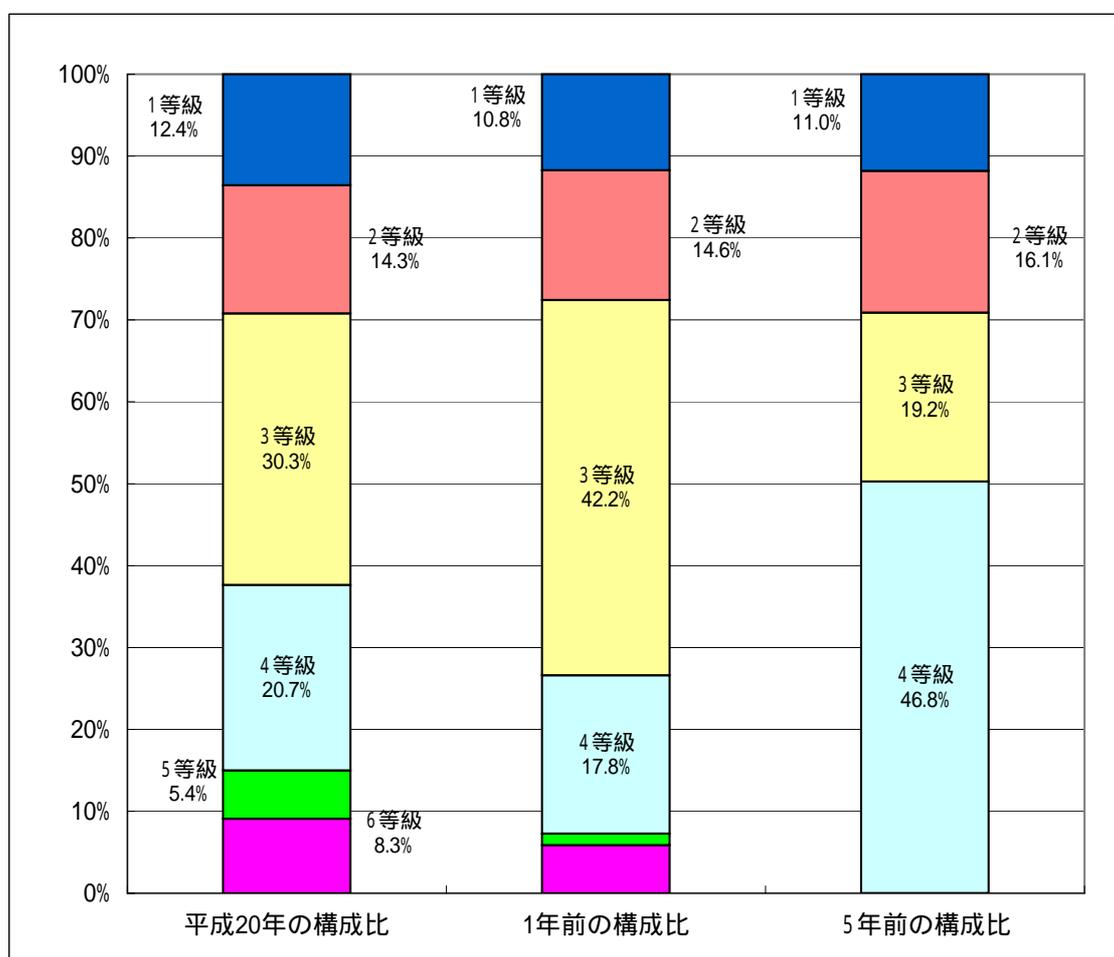
- (注) 1. 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の階層について記載しています。  
 2. 各経験年数と近似の階層に該当する職員数が3人以下の場合は、「-」と記載しています。

### 3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	特1等級	特2等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	
標準的な職務内容	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事	主事補	事務員	
職員数	12人	15人	39人	45人	95人	65人	17人	26人	
構成比	3.8%	4.8%	12.4%	14.3%	30.3%	20.7%	5.4%	8.3%	
参考	1年前の構成比	4.1%	3.8%	10.8%	14.6%	42.2%	17.8%	1.3%	5.4%
	5年前の構成比	3.6%	3.3%	11.0%	16.1%	19.2%	46.8%	0%	0%

- (注) 1. 柏原市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。  
 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。



#### 4. 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

柏 原 市			国		
1人当たり平均支給額(19年度) 1,785千円			-		
(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.5月分 (1.60)月分 (0.75)月分			(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.5月分 (1.60)月分 (0.75)月分		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5~20%)			職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5~20%・管理職加算10~25%)		

(注) 1. 期末・勤勉手当の1人当たり平均支給額については、再任用職員は除く。  
2. ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### (2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

柏 原 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当り平均支給額 12,200千円					

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当(調整手当)(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度普通会計決算)	189,223千円
支給率	10%
国の制度(支給率)	3%
支給対象職員数(全会計)	707人
支給対象職員1人当たり 平均支給年額(18年度普通会計決算)	449,461円(421人)

##### (4) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度普通会計決算)	1,473千円
支給職員1人当たり平均支給年額(〃)	26,311円(56人)
職員全体に占める手当支給職員の割合(〃)	13.20%
手当の種類(手当数)	18種

手当の名称	主な支給対象業務及び職員	左記に対する支給単価
市税事務手当	市税事務手当は、市税主管課に所属する職員で、市税の賦課、徴収又は調査に関する事務を主たる職務とするもの	現年度分については徴収金額の1,000分の2、滞納繰越分については徴収金額の1,000分の5、差押調査1件につき60円、物件の引上げ1件について100円、市税の賦課、犯則取締り又は固定資産評価のための調査1日60円
国民健康保険料事務手当	国民健康保険料主管課に所属する職員で、国民健康保険料の事務を主たる職務とするもの	現年度分については徴収金額の1,000分の2、滞納繰越分については徴収金額の1,000分の5
感染症消毒等作業手当	感染症予防に従事する職員が感染症の予防及び感染症の消毒作業又は質問若しくは調査に従事したとき	1件につき200円、1件を増すごとに100円を加算。勤務時間外に従事したときは、1件につき400円とし、1件を増すごとに200円を加算
清掃作業手当	清掃作業手当は、職員がごみその他の汚物の清掃作業に従事したとき	労務員 日額 160円 運転手 日額 100円
ねずみ族昆虫等駆除手当	清掃主管課に所属する職員で、ねずみ族昆虫等駆除の作業に従事した職員	労務員 日額160円 その他の職員 日額100円

死獣処理作業手当	清掃主管課に所属する職員で、死獣の処理作業に従事した職員	1件160円
病院の診療業務手当	市立病院に勤務する医師	市立病院の毎月の入院収益及び外来収益総額の100分の5以内の額
放射線取扱作業手当	病院及び診療所に勤務する職員で、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業を主たる職務とするもの及びその補助者に対して、当該作業に従事したとき	日額150円
夜間業務手当	病院に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	1回2,200円 1分婉1,000円又は500円
当直勤務時間内診療業務手当	病院に勤務する医師及び看護師又は准看護師が、当直勤務時間内に外来患者の診療業務に従事したとき	医師1件2,000円、看護師又は准看護師1件400円
助産業務手当	病院に勤務する助産師で、助産業務に従事する助産師	月額3,000円
手術業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師	月額1,500円
臨床検査業務手当	病院に勤務する職員で、臨床検査の業務に従事した職員	月額1,500円
結核患者接触手当	結核患者の家庭を訪問し、結核の療養指導に従事したとき	日額60円
運転業務手当	大型免許の資格を要するバス、自動車文庫用バスを運転する職員	日額100円。1か月に20日を超える職員については、その超える1日につき50円を加算
行旅病人及び行旅死亡人の収容作業手当	行旅病人及び行旅死亡人の収容作業に従事した職員	行旅病人 1件 500円、行旅死亡人 1件 1,000円
火葬場勤務手当	火葬場に勤務する職員が、死体火葬作業に従事したとき	火葬死体1体について1,500円
非常災害現場作業手当	非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助若しくは作業等危険を伴う緊急な現場作業に従事した職員	1日につき1,000円(深夜業務は1,200円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度普通会計決算)	56,230千円
職員1人当たり支給年額(19年度普通会計決算)	289,844円(194人)
支給実績(18年度普通会計決算)	62,232千円
職員1人当たり支給年額(18年度普通会計決算)	297,761円(209人)

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

( 6 ) その他の手当 ( 平成20年4月1日現在 )

手当名	内 容 ( 月 額 )	国制度との異同	支給実績 ( 19年度普通会計決算 )	支給職員 1 人当 たり平均支給年 額 ( 19年度 )
扶養手当	配偶者 13,000円 子 6,500円  配偶者のない職員の場合 の扶養親族の内 一人 11,000円 ( 満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子につ いては、1人につき 5,000 円を加算 )	同 じ	55,254千円	232,159円 (238人)
住居手当	借家 33,000円 / 上限  持家 7,000円 ( 新築・購入から5年間8,500円 )	( 国制度 ) 借家 27,000円 / 上限  持家 2,500円 ( 新築・購入から5年間のみ )	45,891千円	110,580円 (415人)
通勤手当	通勤距離が片道 2 Km以上であ る職員に支給 交通機関等利用職員で6ヶ月 定期の運賃 交通用具使用者で通勤距離 に応じた月額	同 じ	24,611千円	73,030円 (337人)
管理職手当	管理又は監督の地位の職員 に対し、職責に応じて 40,000円 ~ 90,000円を支給	管理又は監督の地位の職員 に対し、職責に応じて俸給 月額の8% ~ 25%を支給	117,911千円	575,176円 (205人)

## 5. 特別職の報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区分		給料月額等
給料	市長	月額 890,000円
	副市長	月額 785,000円
報酬	議長	月額 610,000円
	副議長	月額 570,000円
	議員	月額 550,000円
期末手当	市長 副市長	<19年度支給割合> 4.5月分 (職制上の加算措置あり)
	議長 副議長 議員	<19年度支給割合> 4.5月分 (職制上の加算措置あり)
退職手当	市長	(算定方式) 890,000 × 30/100 × 48月 = 12,816,000円
	副市長	785,000 × 27/100 × 48月 = 10,173,600円 (支給時期) 退職の日から1ヶ月以内 任期ごとに支給

## 6. 職員数状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

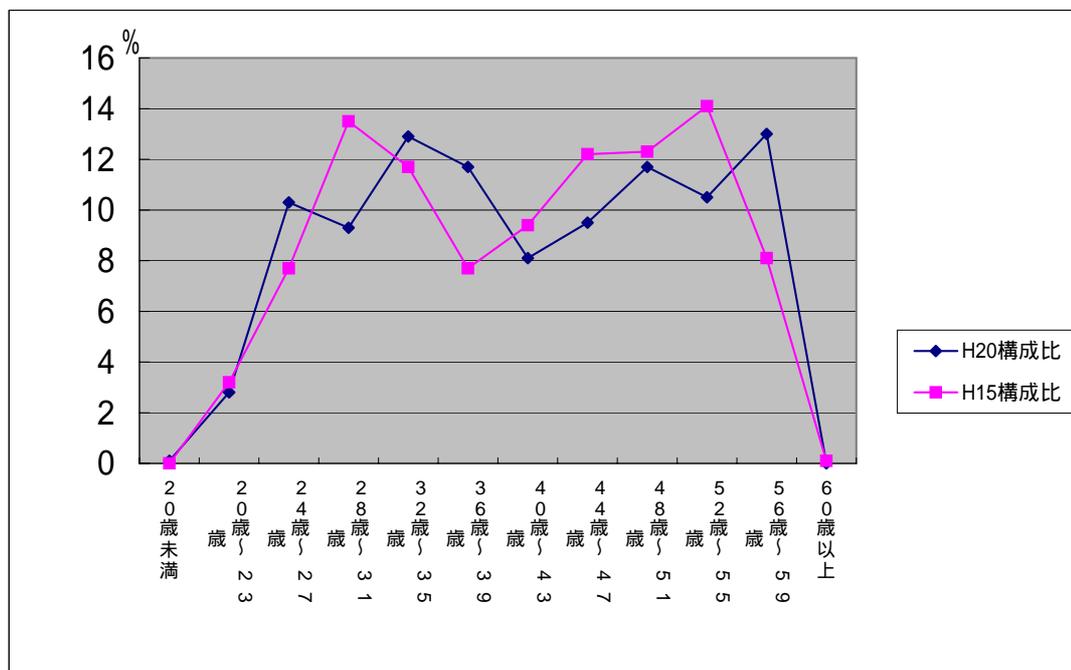
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一般行政	議会	8	6	-2	欠員不補充
	総務企画	108	110	2	業務の充実
	税務	35	36	1	業務の充実
	民生	103	101	-2	欠員不補充
	衛生	29	29	0	
	農林水産	7	7	0	
	商工	2	2	0	
	土木	50	45	-5	業務の見直し
	小計	342	336	-6	
	特別行政	教育	83	81	-2
小計	83	81	-2		
公営企業等	病院	195	206	11	欠員補充
	水道	25	26	1	欠員補充
	下水道	27	27	0	
	その他	28	31	3	業務の充実
小計	275	290	15		
合計		700	707	7	
		[833]	[833]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成20年4月1日)

20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	20	73	66	91	83	57	67	83	74	92	0	707



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	27人

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

704人
------

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部門	区分	15年	16年	17年	18年	19年	20年	15年～19年計
		一般行政	減員	8	22	12	6	2
増員	4		2	3	6	14	3	32
差引	4		20	9	0	12	6	27
職員数	359		339	330	330	342	336	336

## 7. 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	損益又は実質収	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	1,530,252 千円	161,324千円	301,860千円	19.73%	19.38%

イ 予算

区分	職員数 (A)	給与費			1人当り給与費 (B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
20年度	27 (2)	129,587千円	37,711千円	60,189千円	227,487千円	8,425千円

- (注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。  
 2. 給与費は、当初予算に計上された額です。  
 3. ( ) 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏原市	48歳 5月	421,586 円	618,291 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### 3) 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

柏 原 市			柏原市（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（19年度） 2,102千円			1人当たり平均支給額（19年度） 1,785千円		
（19年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.5月分 (1.60)月分 (0.75)月分			（19年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.5月分 (1.60)月分 (0.75)月分		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5～20%)			職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5～20%)		

(注) 1. 期末・勤勉手当の1人当たり平均支給額については、再任用職員は除く。  
2. ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

柏 原 市			柏原市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

#### ウ 地域手当（調整手当）（平成19年4月1日現在）

支給実績（19年度水道事業会計決算）	13,521千円
支給率	10%
国の制度（支給率）	3%
支給対象職員数（水道事業会計）	27人
支給対象職員1人当たり 平均支給年額（19年度水道事業会計決算）	500,794円(27人)

#### エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（19年度水道事業会計決算）	120千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（＃）	7,076円(17人)	
職員全体に占める手当支給職員の割合（＃）	1.41%	
手当の種類（手当数）	3種	
手当の名称	主な支給対象業務及び職員	左記に対する支給単価
徴収手当	水道料金の徴収事務に従事したとき	現年度分 納入通知書1件につき 5円 滞納繰越分 納入通知書 1件につき10円
薬剤等取扱作業手当	浄水場において消毒滅菌薬剤又は通電設備の取扱作業に従事した職員	1日につき100円
緊急呼出作業手当	正規の勤務時間外に、緊急作業に従事するため呼び出された職員	1回につき200円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度水道事業会計決算）	4,095千円
職員1人当たり支給年額（＃）	409,559円(10人)
支給実績（18年度水道事業会計決算）	7,102千円
職員1人当たり支給年額（＃）	591,833円(12人)

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内 容（月 額）	一般行政職の制度との異同	支給実績 （17年度決算）	支給職員1人当 たり平均支給年 額（17年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 第二子まで 6,000円 扶養親族でない配偶者が ある場合の第一子目 6,500円 以後 5,000円 配偶者のない職員の場合 の扶養親族の内 一人 11,000円 （満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子につ いては、1人につき 5,000 円を加算）	同 じ	6,072千円	289,143円 (21人)
住居手当	借家 33,000円 / 上限 持家 7,000円 （新築・購入から5年間8,500円）	同 じ	2,901千円	103,607円 (28人)
通勤手当	通勤距離が片道2 Km以上であ る職員に支給 交通機関等利用職員で6ヶ月 定期の運賃 交通用具使用者で通勤距離 に応じた月額	同 じ	2,311千円	135,941円 (17人)
管理職手当	管理又は監督の地位の職員 に対し、職責に応じて 40,000円～90,000円を支給	同 じ	7,888千円	525,867円 (15人)

## ・ 職員の勤務条件・勤務時間等の状況

### (1) 勤務時間(本庁勤務職員の場合)

始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間	閉庁日
午前8時45分	午後5時15分	15分間	45分間	土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規程する休日 12月30日から翌年の1月4日までの日
1日あたりの勤務時間		1週間あたりの勤務時間		
7時間45分		38時間45分		

### (2) 年次有給休暇の概要

制度概要	平均取得日
1年につき20日を付与 現年分のみ翌年に繰り越し可	7.1日

### (3) 特別有給休暇の概要

事由	期間
在職1年以上の職員が結婚するとき	7日以内
職員が生理日の就業が著しく困難な場合	2日以内
職員の出産に伴う産前産後期間	産前8週間(多胎妊娠は14週間) 産後8週間
生後3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内 又は1日1回1時間以内
職員の妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当と認められる場合	3日以内
小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合	年5日以内
職員の親族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日 祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母3日 その他3親等内の親族1日
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため	7日以内
勤続年数が10年、20年、30年に達する職員の心身疲労の回復のため	10年2日、20年3日、30年5日

公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務しないことが相当と認められる場合	1年以内
私傷病の療養のため勤務しないことが相当と認められる場合	60日以内
その他、ドナー休暇・ボランティア休暇・妊娠した職員の母体保護に関する休暇等	

## ．職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の発令状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

降任	免職	休職	降給
-	-	15件	-

同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上しています。

(2) 懲戒処分の発令状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

戒告	減給	停職	免職
1	3	-	-

## ．職員の服務の状況

服務に関する通達回数(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

綱紀の肅正及び服務規律の確保に関する通達	2回
----------------------	----

## ．職員の研修に関する状況

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

研修名	コース数	受講者数
一般研修		
階層別研修	7	302人
実務研修	4	173人
教養研修	5	591人
特別研修		
派遣研修(国・府等)	42	80人
派遣研修(近隣9市合同研修)	9	89人
計		1,235人

## ・ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

健康診断名	対 象 者	受診者数
定期健康診断(夏季)	全職員	637人
定期健康診断(冬季)	保育士・柏原病院医師及び看護師	159人
B型肝炎予防HBs抗原抗体検査	福祉関係職員・保育士・幼稚園教諭・柏原病院勤務の職員	201人
B型肝炎予防ワクチン接種	上記の検査で抗体のない職員	36人
大腸検診	40歳以上の職員	154人
頸肩腕腰痛健康診断	技能労務職員・保育士・水道局技術職員・柏原病院配膳関係職員	41人
胃部健康診断	30歳以上の職員	49人

(2) 人間ドックの受診状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

大阪府市町村職員健康保険組合が実施する人間ドック受診者数	被保険者(職員)数	250人
	被扶養者数	27人